

# 令和3年 介護支援 直前対策

## 2020年法改正



1

### 2020年法改正

#### 介護支援

介護保険法5条に認知症に関する施策の総合的な推進等が盛り込まれた

#### 5条

- ・ 国および地方公共団体の責務
- ・ 認知症に関する施策の総合的な推進等（追加）
  - ・ 地域における認知症の人への支援体制の整備
  - ・ 予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進
  - ・ 認知症の人と地域住民の地域社会における共生

1条は目的、2条は介護保険、3条は保険者、4条は国民の努力および義務、6条は医療保険者の協力



2

## 介護支援

居宅介護支援事業所の逡減性の緩和  
 改正前 逡減性の適用を40件以上とする  
 改正後 逡減制の適用を45件以上とする（ICT又は事務職員  
 の配置を行う必要がある）

介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45件、60件以上になると居宅介護支援サービス費が減る



3

## 介護支援

居宅介護支援事業所のケアマネジメントについて ポイント①6ヶ月、②医療系×、③努力×、④公表

利用者に以下の説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

## 介護情報公表システムの運営情報において公表

訪問介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
通所介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
地域密着型通所介護（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）
福祉用具貸与（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）	〇〇事業所（〇％）

\* 各サービス（特定事業所集中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数



4

## 介護支援

認定有効期間 更新認定の設定可能範囲 ※新規と区分変更は変更なし  
 (改正前) 3～36か月  
 (改正後) 3～48か月

## 介護支援

高額介護サービス費の負担上限額

現役並み所得者

(改正前) 44,400円

(改正後) 44,400 93,000 140,100円

383～769万 770～1159万 1160万

※現役並み所得者は1つじゃなくて3つでOK (数字不要)



5

## 介護支援

## 地域支援事業の改正

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(1号事業)について、要介護者も利用することが可能  
 ただし、要介護認定前から介護予防・生活支援サービスを継続的に利用していた人に限る。それに伴いサービス費用は国が定める額を勘案して市町村が定める額となった。
- ・包括的支援事業の生活支援体制整備事業に就労的活動支援コーディネーターを配置  
 高齢者の社会参加等を推進
- ・包括的支援事業の認知症総合支援事業にチームオレンジを整備  
 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐしくみであるチームオレンジの活動の中核的な役割を担うチームオレンジコーディネーターを市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどに配置し「共生」の地域づくりを推進



6